

SMBC (CHINA) NEWS



2020年6月2日

上海外管局、新たな貿易外貨受払利便化試行を実施

国家外貨管理局上海市分局は、2020年5月20日、《貿易外貨受払利便化試行の実施に関する通知》（上海匯發[2020]23号、以下、本通知）を公布・実施しました。

本通知は、2019年1月より行われてきた貨物貿易外貨受払利便化試行について、その試行銀行・企業の申請条件をさらに緩和しています。また、試行範囲の対象として、貨物貿易だけでなく経常項目サービス貿易が追加されました。

試行企業に対して実施される利便化措置としては、貿易代金受払におけるエビデンス審査の簡素化、貨物貿易代金支払における輸入通関申告書の電子情報検査の免除などがあります。

なお、当該利便化措置を受けるためには、上海外管局に備案済の試行銀行宛に企業が申請し、試行銀行より推薦を受ける必要があります。

<本通知の概要>

利便化措置

1. エビデンス審査の合理化

- 試行銀行は、「Know Your Customer」「Know Your Business」「デューデリジェンス」の原則に基づき、試行企業のために貿易外貨受払業務を取扱
- ただし、資金の性質が不明確な業務について、関連エビデンスを提供するよう試行企業に要求
- 一件あたり5万米ドル相当以上のサービス貿易に係る外貨支払は、引き続き《サービス貿易等項目対外支払税務備案表》を審査
- 返金およびオフショア転売に係る売買業務（三国間貿易）は、現行の法規の要求に基づき審査

2. 貨物貿易の期限超過などの特殊返金業務の事前登記免除

- 返金日と元の受取・支払日との間隔が180日（180日を含まない）以上または特殊な事情により規定に基づき取り扱うことのできない返金は、試行銀行において直接取扱可能

3. 貨物貿易対外支払時の輸入通関申告書検査手続の免除

- 試行銀行は、試行企業の貨物貿易外貨支払業務が真実かつ合法的であることが確認可能な場合、輸入通関申告書の電子情報検査手続を免除可能

4. 上海外管局への備案を経たその他貿易外貨受払利便化措置

※試行企業の非推薦銀行における貨物貿易外貨受払業務、試行銀行の非推薦試行企業のための貨物貿易外貨受払業務は、上述の利便化措置の対象外

※貿易には、貨物貿易およびサービス貿易を含み、このうちサービス貿易は経常項目のサービスのみを指し、第一次所得および第二次所得は含めない

SMBC (CHINA) NEWS



試行銀行の申請条件（すべてに合致必要）

1. 上海地区において登録・経営する商業銀行一級支店または地方性商業銀行本店であること
2. 真実の試行業務ニーズを有しており、推薦する試行企業が規定の条件に合致していること
3. コンプライアンスに準拠した経営・慎重な業務を行い、完備された内部統制制度を備えていること
4. 試行業務について特別管理弁法・オペレーション規程を制定していること
5. 銀行の貿易受払構造が合理的であること
6. 直近 3 年の銀行の外貨業務コンプライアンスおよびプルーデンス経営評価が、原則、すべて B+ (B+を含む) 以上、かつ少なくとも一年は A であること
7. 貿易外貨業務コンプライアンス記録が良好であること
8. ≪銀行承諾書≫の自主的な遵守を承諾していること

試行企業の申請条件（すべてに合致必要）

1. 上海地区に登録かつ試行銀行での貿易外貨受払業務が 3 年以上で、真実の試行業務ニーズがあること
 - 財務集中管理を行っているグループ型企業の場合、上海地区に登録するメンバー企業一社が試行銀行に統一申請。異地のメンバー企業の登録地も試行実施済の地区でなければならず、正式に試行企業になった後、その所在地の外管局分局へ書面による備案が必要
2. 企業の貿易受払構造が合理的であり、資金受払構造が合理的かつ安定していること
3. 生産・経営状況が安定・信用性が高く、法律遵守およびコンプライアンス準拠の状況が良好であること
 - 過去に虚構取引・虚構貿易などの異常記録がないこと
 - 直近 3 年に上海外管局から処罰を受けていないこと
 - 直近 3 年の貨物貿易外貨管理分類が継続して A 類であること
4. 貿易受払のコンプライアンス性の保証措置を備え、試行業務の監督・評価専門職員を配置していること
 - 貿易受払および取引の真実性・論理性・合理性を自己証明し、取引痕跡を残し、併せて電子の手段を利用して正確に記録・管理可能（完備された電子管理システムを備えている企業を優先）
5. 慎重な経営・財務の中立性がなければならず、企業の貿易与信・トレードファイナンスは、合理性があり、規定に基づく貿易与信などの情報報告が必要
6. リスク防止目的から試行銀行が規定するその他条件

業務管理

試行銀行

1. 試行企業の業務経営状況および経営持続可能能力に対して追跡モニタリングを行い、毎年少なくとも一度試行企業を往訪し、併せて検査に備えて関連資料を保管
2. 試行企業の貿易受払業務に対して事後のランダムまたは指向性のある抽出検査を実施
3. 日常の業務取扱において、試行企業の貿易受払業務に異常な状況があることを発見した場合、直ちに利

SMBC (CHINA) NEWS



便化措置の実施を中止し、関連業務の真実・コンプライアンス性の確認後でなければ再開不可

4. 当該銀行の試行業務実施状況を定期的に審査し、試行制度の実施・アラートシステム/モニタリング効果・業務実施のコンプライアンス性および慎重な業務実施能力に対して全面的評価を実施。問題がある場合、遅滞なく是正しなければならない

試行企業

1. 貿易外貨受払業務の真実性・合理性を保証し、併せて検査に備えて取引エビデンスを5年間保管
2. 外管局のオフサイトモニタリングおよびオンサイト検査業務に協力し、関連資料を事実通りに提供
3. 試行企業に下記のいずれかが生じた場合、試行銀行は、発覚日より5営業日以内に企業の試行資格を取消
 - 試行銀行の試行企業に対する定期評価で不合格となった
 - 企業が外管局からB/C類への降格または処罰を受けた
 - 試行企業に虚構貿易・虚構取引などの異常な状況があることが発覚した
 - 業務抽出検査において、試行企業が虚偽のエビデンスを提供していたことが発覚した
 - 試行企業が外管局・試行銀行の監督管理に協力しない

※ 異常または規定違反行為により試行資格が取り消された銀行および企業は、原則、2年以内は当該試行業務の再申請は不可

※ 銀行の試行資格が取り消された場合、当該銀行が推薦したすべての試行企業の試行資格は自動的に取り消されるが、試行企業のその他の試行銀行における試行資格には影響せず

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本 店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階 TEL：86-(21)-3860-9000
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階 1、12、13号 TEL：86-(21)-2219-8000
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心15階15T21室 TEL：86-(21)-2067-0200
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室 TEL：86-(24)-3128-7000
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室 TEL：86-(10)-5920-4500
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 TEL：86-(22)-2330-667
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階 TEL：86-(512)-6606-6500
 蘇州工業園出張所：江蘇省蘇州工業園蘇州大道西2号 國際大廈16楼 TEL：86-(512)-6288-5018
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8楼 TEL：86-(512)-5235-5553
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室 TEL：86-(512)-3687-0588
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階 TEL：86-(571)-2889-1111
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話 TEL：86-(20)3819-1888
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層 TEL：86-(755)-2383-0980
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号 TEL：86-(23)-8812-5300
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大廈4楼-A室 TEL：86-(411)-3905-8500